

株式会社 アール・イー・シー

平成23年度 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙量又はばい煙濃度に関する事項（2月末現在）

■排ガス中のダイオキシン類濃度

※1 酸素12%換算

採取位置	煙突測定口	煙突測定口
採取した年月日	H23. 6. 8	H23. 12. 1
測定結果が得られた年月日	H23. 8. 8	H24. 2. 21
①ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) (※1)	0. 61	0. 4

■排ガス中のばい煙濃度

※1 酸素12%換算

採取位置	煙突測定口	煙突測定口
採取した年月日	H23. 7. 7	H24. 2. 1
測定結果が得られた年月日	H23. 8. 4	H24. 2. 28
②ばいじん (※1) g/m <sup>3</sup> N	0. 019	0. 023
③硫黄酸化物 m <sup>3</sup> N/h	0. 01未満	0. 01未満
④窒素酸化物 (※1) ppm	49. 0	97. 0
⑤塩化水素 (※1) mg/m <sup>3</sup> N	3. 2	12. 7

環境汚染防止に関する協定基準

- ①排出ガス中のダイオキシン類の濃度は4ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下とし、その測定頻度は6月を超えない範囲で1回とする
- ②排出ガス中のばいじんの濃度は0. 12g/m<sup>3</sup>N以下とし、その測定頻度は6月を超えない範囲で1回とする
- ③排出ガス中の硫黄酸化物の濃度は994ppm以下とし、その測定頻度は6月を超えない範囲で1回とする
- ④排出ガス中の窒素酸化物の濃度は250ppm以下とし、その測定頻度は6月を超えない範囲で1回とする
- ⑤排出ガス中の塩化水素の濃度は560mg/m<sup>3</sup>N以下とし、その測定頻度は6月を超えない範囲で1回とする